

令和2年3月25日

契約者各位

搬入物の臭気に対する受入基準の運用について

日頃から大阪湾広域臨海環境整備センターを御利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当センターへ搬入される廃棄物の臭気について、「著しく悪臭を発するものは受け入れない」と受入基準（共通基準）を定めております。当該基準につきまして、従来どおり受付ブースにおいて著しい臭気を発するものは「持ち帰り」とするほか、今後は受入後に臭気測定器を用いて臭気を測定し、一定レベル以上の数値となるものは「持ち帰り」としますのでお知らせします。

【具体的な運用方法】

- 対象廃棄物 汚泥B
 - 使用機器 新コスモス電機株式会社 製
ポータブル臭いセンサー XP-329ⅢR
 - 運用基準 測定値300
- ※ 運用基準については、今後見直す可能性があります

【問合せ先】

大阪湾広域臨海環境整備センター
本社 業務課

TEL 06-6204-1722（直通）